

令和 3 年小田原市議会 9 月定例会議案

(議案及び議案説明資料 議案第 7 1 号)

令和 3 年 9 月 1 日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 7 1 号 地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例…… 1

○ 条例議案説明資料

議案第 7 1 号 地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例…… 3

案 議 例 條

議案第 7 1 号

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 2 5 年小田原市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項の規定は、令和 3 年 8 月 3 1 日までに同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和 5 年 9 月 3 0 日」とあるのは、「令和 3 年 8 月 3 1 日」とする。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の解散に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

條例議案說明資料

議案第 7 1 号

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

[改正理由]

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の解散に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の解散に伴い、同法人を個人の市民税の寄附金税額控除を受けることができる寄附金の対象から除外することとする。

(別表関係)

[適 用]

公布の日